



社長の私的費用計上について

社長の出費で、法人側で費用化できるものは次のようなものがあります
グリーゾーンの私的費用が、会社の収入と相殺され会社の税金が安くなります
そのうち、適法な一部分は損金として節税対策とみなされています

① 家賃

- (i) 借家の場合：会社使用部分(通常 30%前後)は会社の費用することができます
- (ii) 自宅（社長個人の持ち家）の場合：個人の不動産収入となってしまう、
個人所得税の申告（納税）が必要になるため、おすすめできません。
- (iii) 会社の事務所以外に、社長が自宅を使って仕事をしている場合も合理的な算定・
取締役会等の決議を前提に、自宅の会社使用部分を費用化できます
(通常 30%前後)

② 新聞代： 娯楽用の新聞を除き、100%経費化 OK

③ 書籍代： 工口本等を除き費用化 OK（通常 100%）


④ 旅行代： 会社業務に関係のある出張代は 100%費用化 OK

- (i) 同伴は先方で同伴パーティ等同伴が必須の場合に費用化 OK（常識的一部否認）
- (ii) 先方での会議場,参加者名刺,会議資料等の証拠が重要
- (iii) 会社業務に関係のない旅行代を費用化すると酷い追徴課税があります
(末尾参照)

⑤ ガソリン代： 会社使用分を経費化 OK（通常 90%前後）


※自動車保険につきましては、個人名義で加入されますと、保険金の受取者は当然個人となります。そのような理由があり、経費算入ができません。



アアックス堂上税理士事務所/アアックス株式会社  税理士.tokyo
東京都江東区豊洲 5 丁目 5 番 1-3001 号 〒135-0061
☎03-5548-6007 Fax: 03-5548-6008 dogami@taxes.jp
Administrative Accounting on Cloud Computing X

- ⑥ **電気代**： 会社使用分を合理的に水道高熱費として費用化 OK(通常 30%前後)
- ⑦ **飲食代**： 一人@5,000 以下の飲食代で、会社使用分は 100%費用化 OK
- ⑧ **交際費**： 一人@5,000 円超の飲食代で会社使用分（相手氏名・人数・目的・効果をメモのこと）は 100%費用化 OK。
- ⑨ **贈答代**： 歳暮,中元その他の贈答品代) の会社使用分は 100%交際費となる。
- ⑩ **電話代**： 会社使用分は通信費として使用割合に応じて費用化 OK
- ⑪ **通信費**： インターネット・葉書代・切手代等で会社使用分は 100%費用化 OK
- ⑫ **印刷費**： 会社使用分は 100%費用化 OK
- ⑬ **カップ代**： 茶碗代等の会社費用分は 100%費用化 OK
- ⑭ **お茶葉代**： お茶っ葉・コーヒー粉等の会社使用分は 100%費用化 OK
- ⑮ **果物代**： 会社用であれば会議費として 100%費用化 OK
- ⑯ **器具備品代**： 携帯電話機器,電話機器,PC,プリンター等の会社使用分は 100%費用化 OK



アアクセス堂上税理士事務所/アアクセス株式会社  税理士.tokyo
東京都江東区豊洲 5 丁目 5 番 1-3001 号 〒135-0061
☎03-5548-6007 Fax: 03-5548-6008 dogami@taxes.jp
Administrative Accounting on Cloud Computing X

⑰ **修理代**：修理費用は雑費として、会社負担分を合理的に査定して費用化 OK

⑱ **ゴルフ代**：会社の交際費部分は 100%交際費化 OK。丁寧に目的、見込みの効果、効果の結果を明記することが求められています

(要注意!!)

経費の否認はみなし役員報酬となり、法人税の追徴、及び役員報酬として

個人所得税の増額で所得税の追徴、更に罰金加わる酷い追徴課税があり要注意です